

# 自己資本の状況 (平成30年9月30日現在)

平成30年9月末  
自己資本比率 **21.14%**

$$= \frac{\text{①自己資本の額(29,361百万円)}}{\text{②リスク・アセット等の額の合計額(138,827百万円)}}$$

平成30年9月末  
自己資本の額 **29,361百万円**

毎期安定した利益計上により平成30年9月末の自己資本の額は29,361百万円となりました。

平成30年9月末の自己資本比率は、国内基準(4%)の5倍を上回る21.14%となり、経営の健全性・安全性を十分確保することができました。これからも、事業計画の推進を通じた利益の積み上げにより自己資本の充実に努めてまいります。

## ①自己資本の額

(単位:百万円)

項目	30年9月末	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,475	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	950	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,426	
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37	9
前払年金費用の額	27	6
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	65	
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	29,361	

## 【自己資本の額および自己資本比率の推移】(単位:%、百万円)

項目	29年9月末	30年3月末	30年9月末
自己資本比率(国内基準4%)	21.56	21.72	21.14
自己資本の額	28,165	28,750	29,361

## ②リスク・アセット等の額の合計額

(単位:百万円)

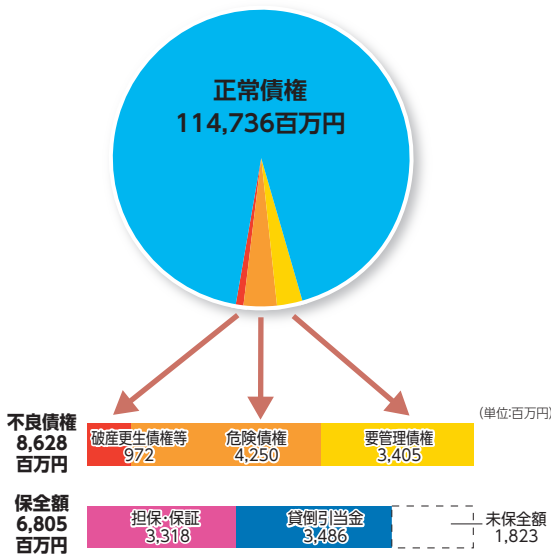
項目	30年9月末	経過措置による不算入額
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,249	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,578	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	138,827	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。また、信用リスク・アセットの額の算出にあたり標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出については基礎的手法を採用しております。

# 不良債権の状況 (平成30年9月30日現在)

金融庁の金融検査マニュアル等に則した自己査定基準および償却・引当基準を定め、これに沿った厳格な債権の自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。



不良債権は、担保・保証等や貸倒引当金により **78.86%** が保全されています。

未保全額に対する自己資本の額 **29,361百万円**

未保全額 **1,823百万円** に対して、自己資本の額が **29,361百万円** あり、万が一への備えは万全です。

## 【金融再生法開示債権およびその保全状況】

(単位:百万円)

債権の区分	債権額 a	保全額 b	貸倒引当金		未保全額 a-b	保全率 b/a
			担保・保証額	貸倒引当金		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	A 972	972	407	564	—	100.00%
危険債権	B 4,250	3,736	1,513	2,222	514	87.89%
要管理債権	C 3,405	2,096	1,397	699	1,309	61.56%
不良債権合計(A+B+C)	D 8,628	6,805	3,318	3,486	1,823	78.86%
正常債権	E 114,736	114,736				
債権合計(D+E)		123,364				

(注1) 金融再生法開示債権とは、金融再生法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のほか、債務保証見返、仮払金および未収利息等全ての債権を対象として、その債権全体を自己査定によって、上記の4つの債権に区分して開示したものです。

## 【リスク管理債権およびその保全状況】

(単位:百万円)

債権の区分	債権額 a	保全額 i	貸倒引当金		未保全額 a-i	保全率 i/a
			担保・保証額	貸倒引当金		
破綻先債権	ア 24	24	1	22	0	100.00%
延滞債権	イ 5,196	4,682	1,919	2,762	514	90.10%
3か月以上延滞債権	ウ —	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	エ 3,405	2,096	1,397	699	1,309	61.56%
リスク管理債権(ア+イ+ウ+エ)	オ 8,626	6,802	3,318	3,484	1,823	78.86%
上記以外の貸出金	カ 113,582	113,582				
貸出金合計(オ+カ)		122,209				

(注2) リスク管理債権とは、信用金庫法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のみを対象として、自己査定により上記のとおり判定した4つの債権の総称です。リスク管理債権の大部分は担保・保証や貸倒引当金により保全されています。

## 【貸倒引当金の期末残高および期中の増減額】(平成30年4月1日~9月30日) (単位:百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	970	950	—	970	950
個別貸倒引当金*	2,605	240	—	58	2,787
合計	3,575	1,191	—	1,028	3,738

\*その他の資産にかかる損失引当金(平成30年9月末残高8百万円)は含んでおりません。